

窓口支援事例 【青森県 知財総合支援窓口】 平成29年度版

企業情報

テクノ焙煎工房

所在地	青森県三戸郡南部町		
ホームページ URL	—		
設立年	2017年	業種	コーヒー製造業
従業員数	1人	資本金	—

企業概要

当工房は青森県産のニンニクのみを使用したコーヒー風飲料を製造、販売しています。以前、喫茶店を経営していた時に、ニンニクと一緒にシャリアピンステーキを焼いていてうっかり焦がしてしまい、黒く焼け焦げたニンニクが香ばしい香りだったので、コーヒーカップの底ですりつぶしてお湯を注いで試飲したところ非常に美味しかったことにヒントを得て、6年ほどかけて研究し、特許権を取得して販売を開始しました。



特許第5827169号
商標登録第5941315号

自社の強み

当工房の強みは、30年以上の喫茶店経営から得た調理のノウハウを、青森県の特産品であるニンニクを使用してコーヒー風ノン・カフェイン飲料として完成させたことにあります。これまで、コーヒー豆を全く使わずに、ニンニクの外側を黒く、芯の部分を飴色に焦がして粉碎し飲料にするなどという発想は皆無でした。このストーリーに共感されて商品のファンになっていただける方も多く、大きな強みとなっております。



青森駅前商業施設 A-FACTORY
での試飲会にて
(公財)21あおもり産業総合支援センター提供

一押し商品

製法と商品名を特許権・商標権で保護している「ニンニクコーヒー」は、熱湯を注ぐとかすかにニンニクの香りはしますが、ノンカフェインですから就寝前に一服しても睡眠が妨げられることなく、体が温まり熟睡できるというお客様の声をよく聞きます。また、焼肉と「ニンニクコーヒー」は大変相性が良いという感想もいただいております。



商標登録第5941315号
第30類 ニンニクを使用した代用コーヒー

知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

「ニンニクコーヒー」を開発、提供するにあたり、模倣対策には特許権の取得が有効であるとの認識を始めからお持ちであったことから、八戸市で開催している青森県知財総合支援窓口の無料相談会に相談に来られました。

最初の相談概要

出願書類を同工房が自ら作成して特許出願を行いましたが、拒絶理由が解消せずに拒絶査定となりました。しかし、絶対商品化したい想いと、この商品を気に入ってくださる消費者がいるはずだという自信があったので、諦めずに当窓口の専門家である弁理士に相談され、アドバイスをもとにご自身で不服審判請求した結果、登録査定となりました。

また、商品化を意識した商品ラベル用ロゴの商標登録出願にあたって、窓口支援担当者から商標の保護の目的を助言したところ、商品と需要者を保護するために商標登録を行うという「気づき」が得られました。

その後の相談概要

青森県よろず支援拠点の相談会をご紹介したところ、同拠点のコーディネーターから、すぐに具体的な商品化のための総合的なアドバイスを受け、新聞記者を対象としたお披露目会をしていただきました。青森県の特産品であるニンニクの新たな可能性を生かした商品作りで、これまでの経験を活かして社会貢献したいという同工房の想いを実現できました。

窓口を活用して変わったところ

同工房は当初より、製法に絶対の自信がありましたので、このままでも通用するとお考ででしたが、窓口や連携機関を利用することにより、知財で保護するとともに「買ってもらえる魅力ある商品づくり」や営業活動が非常に重要であることを認識されました。

また、知財権の取得によりライセンス契約ができるということも分かり、大きな励みになったようです。今後は、希望する方にライセンスして販路を広げていきたいとのことです。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

当工房の特許製品はもともと失敗から生まれたのですが、長年の飲食店での経験から「絶対、商品化できる」と確信を持ち、諦めずに開発を続けたことと、よろず支援拠点のコーディネーターに認められたことが自信に繋ぎました。知的財産の保護と商品化に向けての戦略を練り経営に活かす積極的な取組姿勢を示すと、協力者は得られるはずです。

窓口担当者から一言 (氏名: 今野 峰子)



同工房代表は、オリジナリティとアイデアを特許権や商標権で保護してから販売するという意識が始めから備わっていました。これからも協力者・賛同者が増え、販路が広がり、収益に貢献する特許技術となるよう併走して支援して参ります。

窓口支援事例 【青森県 知財総合支援窓口】 平成29年度版

企業情報

テクノ焙煎工房

所在地	青森県三戸郡南部町		
ホームページ URL	—		
設立年	2017年	業種	コーヒー製造業
従業員数	1人	資本金	—

企業概要

当工房は青森県産のニンニクのみを使用したコーヒー風飲料を製造、販売しています。以前、喫茶店を経営していた時に、ニンニクと一緒にシャリアピンステーキを焼いていてうっかり焦がしてしまい、黒く焼け焦げたニンニクが香ばしい香りだったので、コーヒーカップの底ですりつぶしてお湯を注いで試飲したところ非常に美味しかったことにヒントを得て、6年ほどかけて研究し、特許権を取得して販売を開始しました。



特許第5827169号
特開2017-86052号公報、
2017-86053号公報

自社の強み

当工房の強みは、30年以上の喫茶店経営から得た調理のノウハウを、青森県の特産品であるニンニクを使用してコーヒー風ノン・カフェイン飲料として完成させたことにあります。これまで、コーヒー豆を全く使わずに、ニンニクの外側を黒く、芯の部分を飴色に焦がして粉碎し飲料にするなどという発想は皆無でした。このストーリーに共感されて商品のファンになっていただける方も多く、大きな強みとなっております。



青森駅前商業施設 A-FACTORY
での試飲会にて
(公財)21あおもり産業総合支援センター提供

一押し商品

製法と商品名を特許権・商標権で保護している「ニンニクコーヒー」は、熱湯を注ぐとかすかにニンニクの香りはしますが、ノンカフェインですから就寝前に一服しても睡眠が妨げられることなく、体が温まり熟睡できるというお客様の声をよく聞きます。また、焼肉と「ニンニクコーヒー」は大変相性が良いという感想もいただいております。



商標登録第5941315号
第30類 ニンニクを使用した代用コーヒー

知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

「ニンニクコーヒー」を開発、提供するにあたり、模倣対策には特許権の取得が有効であるとの認識を始めからお持ちであったことから、八戸市で開催している青森県知財総合支援窓口の無料相談会に相談に来られました。

最初の相談概要

出願書類を同工房が自ら作成して特許出願を行いましたが、拒絶理由が解消せずに拒絶査定となりました。しかし、絶対商品化したい想いと、この商品を気に入ってくださる消費者がいるはずだという自信があったので、諦めずに当窓口の専門家である弁理士に相談され、アドバイスをもとにご自身で不服審判請求した結果、登録査定となりました。

また、商品化を意識した商品ラベル用ロゴの商標登録出願にあたって、窓口支援担当者から商標の保護の目的を助言したところ、商品と需要者を保護するために商標登録を行うという「気づき」が得られました。

その後の相談概要

青森県よろず支援拠点の相談会をご紹介したところ、同拠点のコーディネーターから、すぐに具体的な商品化のための総合的なアドバイスを受け、新聞記者を対象としたお披露目会をしていただきました。青森県の特産品であるニンニクの新たな可能性を生かした商品作りで、これまでの経験を活かして社会貢献したいという同工房の想いを実現できました。

窓口を活用して変わったところ

同工房は当初より、製法に絶対の自信がありましたので、このままでも通用するとお考ででしたが、窓口や連携機関を利用することにより、知財で保護するとともに「買ってもらえる魅力ある商品づくり」や営業活動が非常に重要であることを認識されました。

また、知財権の取得によりライセンス契約ができるということも分かり、大きな励みになったようです。今後は、希望する方にライセンスして販路を広げていきたいとのことです。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

当工房の特許製品はもともと失敗から生まれたのですが、長年の飲食店での経験から「絶対、商品化できる」と確信を持ち、諦めずに開発を続けたことと、よろず支援拠点のコーディネーターに認められたことが自信に繋ぎました。知的財産の保護と商品化に向けての戦略を練り経営に活かす積極的な取組姿勢を示すと、協力者は得られるはずです。

窓口担当者から一言 (氏名: 今野 峰子)



同工房代表は、オリジナリティとアイデアを特許権や商標権で保護してから販売するという意識が始めから備わっていました。これからも協力者・賛同者が増え、販路が広がり、収益に貢献する特許技術となるよう併走して支援して参ります。